

(別紙2)

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について(令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p>第2 定 義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 食品残さの種類</p> <p>(1) 食品製造副産物等</p> <p>下記の①から③までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 豚カット肉等(いのししのカット肉等を含む。以下同じ。)、馬カット肉等若しくは家きん肉等を原材料とする加工食品(ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品又はエキスに限る。)又は魚介類を原材料とする加工食品(かまぼこ、ちくわ、はんぺんその他これに類する魚肉ねり製品又はエキスに限る。)を製造</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p>第2 定 義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 食品残さの種類</p> <p>(1) 食品製造副産物等</p> <p>下記の①から③までのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 豚カット肉等(いのししのカット肉等を含む。以下同じ。)、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品(ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等)のそうざい類をいう。以下同じ。)を製造する食品工場の</p>

する食品工場の製造過程において発生する残さ

(2)～(4) (略)

5～10 (略)

第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について

1 (略)

2 BSE 対策について

BSE 対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の第 1 の 2 の（2）の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならない。また、豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。

また、第 2 の 4 の（1）の③の食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料製造事業場等は、動物由来たん白質の規制の観点から、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

製造過程において発生する残さ

(2)～(4) (略)

5～10 (略)

第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について

1 (略)

2 BSE 対策について

BSE 対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の第 1 の 2 の（2）の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならない。また、豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。

また、食品製造副産物等のうち、豚カット肉等、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品を製造する食品工場の製造過程において発生する残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料製造事業場等は、

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」

(平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知) を参照し、動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格等省令別表第 1 の 2〕

3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について

(1) ～ (6) (略)

(7) 飼料製造業者における加熱処理等の規定への適合状況の確認及び届出等

(略)

届出後、以下のいずれかに該当する場合には、速やかに、FAMIC を経由して消費・安全局長に対し、別紙 3 により変更届を提出することとする。

① 会社名、主たる事務所の所在地、事業場名又は事業場の所在地の住所表記に変更があった場合

②・③ (略)

(略)

第 4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策

1 原料排出者(食品残さを排出する食品製造業者等)におけ

動物由来たん白質の規制の観点から、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」

(平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知) を参照し、動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格等省令別表第 1 の 2〕

3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について

(1) ～ (6) (略)

(7) 飼料製造業者における加熱処理等の規定への適合状況の確認及び届出等

(略)

届出後、以下のいずれかに該当する場合には、速やかに、FAMIC を経由して消費・安全局長に対し、別紙 3 により変更届を提出することとする。

① 会社名又は所在地に変更があった場合

②・③ (略)

(略)

第 4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策

1 原料排出者(食品残さを排出する食品製造業者等)におけ

## る食品残さの確認と管理

(1) (略)

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないこと  
の確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないこと  
の確認は、特に以下に留意して行うこと。

① 食品製造副産物等

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んでは  
ならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時か  
ら食品工場等における分別管理が徹底されていること  
を確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造  
事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを  
飼料の原料として使用してはならないことから、大臣  
確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場  
には、このような残さを飼料の原料として排出しない  
こと。

②～⑤ (略)

2 (略)

3 原料受入者(飼料製造業者(食品循環資源利用飼料製造事  
業場)、飼料販売業者等)における食品残さの受入

(1) (略)

## る食品残さの確認と管理

(1) (略)

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないこと  
の確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないこと  
の確認は、特に以下に留意して行うこと。

① 食品製造副産物等

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んでは  
ならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時か  
ら食品工場等における分別管理が徹底されていること  
を確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造  
事業場においては、豚カット肉等、馬カット肉等、家き  
ん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品を製造  
する食品工場の製造過程において発生する残さを飼料  
の原料として使用してはならないことから、大臣確認  
を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場  
には、このような残さを飼料の原料として排出しないこ  
と。

②～⑤ (略)

2 (略)

3 原料受入者(飼料製造業者(食品循環資源利用飼料製造事  
業場)、飼料販売業者等)における食品残さの受入

(1) (略)

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを飼料の原料として使用しないこと。

また、かびの発生、腐敗等が認められ飼料の原料として不適当なものは、飼料の製造に用いないこと。

余剰食品については、特に原料収集時に分別できなかった包装資材を分別除去すること。また、事業系調理残さ及び事業系食べ残しは、原料収集時に分別できなかった金属異物、はし、つまようじ等を目視、網ふるい、磁石等により除去すること。

4～7 (略)

別紙3

食品循環資源利用飼料製造事業場届出事項変更届

(略)

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、豚カット肉等、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品を製造する食品工場の製造過程において発生する残さを飼料の原料として使用しないこと。

また、かびの発生、腐敗等が認められ飼料の原料として不適当なものは、飼料の製造に用いないこと。

余剰食品については、特に原料収集時に分別できなかった包装資材を分別除去すること。また、事業系調理残さ及び事業系食べ残しは、原料収集時に分別できなかった金属異物、はし、つまようじ等を目視、網ふるい、磁石等により除去すること。

4～7 (略)

別紙3

食品循環資源利用飼料製造事業場届出事項変更届

(略)

注1 必要に応じて、添付書類として次のものを添付すること。

1・2 (略)

注2 2以上の事業場について食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届を提出している場合には、本届出に係る事業場の名称を明記すること。

注 必要に応じて、添付書類として次のものを添付すること。

1・2 (略)

(新設)

附 則 (令和4年5月31日付け4消安第1075号)

この通知は、令和4年5月31日から施行する。